

食安輸発第0406007号
平成21年4月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(中国産小粒落花生及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産小粒落花生において食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産小粒落花生及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) TIANJIN AGRICULTURAL DEVELOPMENT TRADING CO., LTD. が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ダミノジッドに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ダミノジッド）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：小粒落花生
2. 生産国：中国
3. 包装者：TIANJIN AGRICULTURAL DEVELOPMENT TRADING CO., LTD.
4. 検査結果：ダミノジッド 0.1ppm（基準値：不検出）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53006162121号1欄）
6. 輸 入 者：兼松株式会社